

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇩ 使用人の所得補償保険料

Q : 私は、個人で新聞販売店を営んでいます。使用人を被保険者とする所得補償保険に加入して、私が保険料を負担した場合、この保険料はどのように取り扱われるのでしょうか。

A : 給与又は福利厚生費として、事業所得の計算上必要経費に算入することができます。

【解説】

所得補償保険は、被保険者が傷害や傷病によって仕事に就くことができなくなったときに、その仕事に就くことができない期間に応じて計算した保険金を被保険者に支払う損害保険契約です。

ところで、個人事業主が自己を契約者とし、使用人のために損害保険契約に係る保険料を支払ったことにより使用人が受ける経済的利益については、特定の使用人のみを対象とする場合は、使用人に対する給与等とされますが、そうでない場合には、課税しなくて差し支えないこととされています。

したがって、ご質問の場合、経済的利益を受けるのが特定の使用人であれば、その者に対する給与等として、そうでなければ福利厚生費等として、事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができます。

なお、事業主が自分自身を被保険者として支払う所得補償保険に係る保険料は、事業上の経費にはなりません。

